

## ■経費の内訳

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人 件 費	1,554,739	1,527,008	1,509,568
報 酬 給 料 手 当	1,224,573	1,194,730	1,174,478
退 職 給 付 費 用	130,085	137,468	142,996
そ の 他	200,080	194,809	192,093
物 件 費	1,034,251	1,022,788	974,008
事 務 費	369,396	360,799	365,023
(うち旅費・交通費)	(6,503)	(5,509)	(3,210)
(うち通信費)	(50,933)	(49,753)	(48,007)
(うち事務機械賃借料)	(257)	(402)	(539)
(うち事務委託費)	(219,862)	(216,992)	(208,420)
固 定 資 産 費	261,133	272,385	276,202
(うち土地建物賃借料)	(65,723)	(63,762)	(62,863)
(うち保全管理費)	(151,099)	(139,553)	(127,101)
事 業 費	59,825	67,168	51,919
(うち広告宣伝費)	(24,793)	(25,315)	(22,168)
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	(30,164)	(33,225)	(21,909)
人 事 厚 生 費	24,394	23,584	18,030
減 価 償 却 費	220,694	202,870	168,729
そ の 他	98,807	95,980	94,102
税 金	65,404	57,712	56,577
合 計	2,654,395	2,607,508	2,540,154

## 〈役職員の報酬体系について〉

## 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

## (1) 報酬体系の概要

## 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

## 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、退職慰労金の算出にあたり、一定の基準を定めており、あらかじめ総代会において定められた基準による相当額の範囲内において、贈呈の時期・方法ともに理事については理事会に一任し、監事については監事会の協議に委ねることを決議しております。

## (2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	114百万円

(注) 1.対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。  
2.上記の内訳は、「基本報酬」88百万円、「退職慰労金」18百万円となっております。  
なお、令和2年度の賞与の支払いは7百万円でした。  
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金と当年度に繰り入れた退職慰労引当金の合計額です。  
3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

## (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

## 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与えるものをいいます。

なお、令和2年度においては、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職したものも含めております。  
2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫における経営上の重要性を勘案し決定しております。  
該当するのは、空知しんきんビジネスサービス株式会社1社です。  
3.「同等額」は、令和2年度中に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
4.令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。